2005年10月17日 (平成17年)

藤沢市長 山 本 捷 雄 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 横尾裕夫

保健福祉総合システムの運用管理事務に係る個人情報を目的外に利用すること、目的外に利用させること、目的外に利用すること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について並びにコンピュータの処理について及びコンピュータの結合について(答申)

2005年10月17日付けで諮問(第156号)された保健福祉総合システム の運用管理事務に係る個人情報を目的外に利用すること、目的外に利用させること、 目的外に利用すること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について 並びにコンピュータの処理について及びコンピュータの結合について、次のとおり 答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第1項第4号の規定による目的外に利用すること及び目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータの処理の必要性があると認められる。
- (4) 条例第19条の規定によるコンピュータの結合の必要性があると認められる。
- 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、個人情報を目的外に利用すること、目的外に利用させる必要性及び本人に通知しないことの合理的理由並びにコンピュータの処理及びコンピュータの結合をする必要性についての合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

平成18年4月から本市において保健所政令市移行に向けた準備を行っているところであり、保健所業務を円滑に実施するため保健所・保健センター業務システムの構築に当たり、対人系業務システムとして福祉情報を一元的に管理している保健福祉総合システムと国民健康保険システムの住民情報と連携し、保健・福祉業務の一元的データ管理を図るもので、相談者等の情報を共有することにより、適切な保健サービスの提供を実施するものである。

- (2) 目的外に利用させる及び目的外に利用する必要性について
 - ① 福祉情報を保健所へ目的外に利用させることについて

保健所では、本人及び家族に対し保健サービスに関する相談指導を行う場合に、個々のニーズに対応した保健サービスを提供することができるよう、必要な情報を共有化する必要があり、保健所・保健センター業務システムの保健指導業務等の対人系業務では正確な福祉情報の取得が不可欠である。そのため、保健福祉総合システムの福祉情報との連携を図るため、保健福祉総合システムから福祉情報を、国民健康保険システムから住民情報を、保健所・保健センター業務システムでも利用することにより住民情報・福祉情報・保健所情報の共有化が図られ、相談者に対して総合的な保健サービスを提供することが可能となることから、福祉情報を保健福祉総合システムから目的外に利用させる必要がある。

② 保健所情報を福祉推進課福祉保健総合相談室が目的外に利用することについて

福祉推進課福祉保健総合相談室においても、保健所と同様に心身の問題を 抱えた本人及び家族からの相談があり、保健所における相談者情報等(氏名、 住所、相談日等)を共有化することにより、福祉・保健・医療の分野が一体と なったサービスの提供を図る体制を構築することができることから、保健所 における相談者情報を福祉保健総合相談室で目的外に利用する必要がある。

具体的には、保健所・保健センター業務システムで使用する端末機を福祉 保健総合相談室に設置し、操作者を限定したうえで相談者情報を参照するも のである。

(3) 本人通知の省略について

保健所・保健センター業務の目的が福祉・保健・医療分野が一体となった総合的サービスを迅速かつ的確に提供し支援をするものであり、また福祉保健総合相談室において保健所の相談者情報を目的外に利用することの目的が、相談者情報を共有化することにより総合的なサービスの提供を図ることであるため、通知をしないことが本人への不利益となるものではなく、また通知する対象が全市民約39万人と多数であるため通知をする費用や事務量が過分となり事務処理の効率性が損なわれ、また通知することにより本人の混乱を招くおそれが

あることから、本人通知を省略する合理的理由があると判断し、省略するものである。

- (4) コンピュータ処理及びコンピュータ結合の必要性について
 - ① コンピュータ処理の必要性

福祉保健総合相談室では、本人や家族から福祉サービスに関する総合的な相談があり、そのため保健所・保健センターにおける相談者情報を共有化し、関係機関が一体となった保健福祉サービスの提供が必要となることから、保健所・保健センター業務情報システムで使用する端末機を福祉保健総合相談室に設置し、本人・家族支援システム情報のみを参照することができるようにするもので、総合的かつ効率的な保健福祉サービスの充実を図るため、コンピュータ処理をする必要がある。なお、操作者はID、パスワードを設定することで相談室職員に限定し、端末機の接続は専用回線により外部との接続は一切ないものである。

ア 端末機により参照する個人情報の範囲(本人・家族支援システム情報)

- 住民情報
- 福祉情報
- •保健所保健指導情報(相談日、相談課)
- ・保健センター母子、成人指導情報(相談日、対応センター名)
- ② コンピュータ結合の必要性

保健所及び保健センターに健康上の問題について相談に来られた場合において、福祉とどのような関わりがあったかなどの福祉サービス受給状況を確認したり、保健所・保健センター及び福祉事務所関係課で相談を受けられたかどうかの有無の確認をすることにより、当該相談者に対しきめ細かな保健指導をとおした保健サービスを提供することが可能となり、本人及び家族に対して支援の充実を図ることができることから、保健福祉総合システムと保健所・保健センター業務システムとのコンピュータ結合をする必要がある。

③ 安全対策及び日常的な処理体制について

保健福祉総合システムと保健所・保健センター業務情報システムの結合は 非公開系ネットワークにより外部との接続は行わず、利用させる福祉情報及 び利用する保健所情報は検索のみが可能であり、情報の修正、更新、加工、 消去を行うことは一切できない。また、連携処理サイクルは介護保険資格及 び給付情報以外の項目は当日の異動コードを夜間中継器サーバーに転送し処 理するもので、介護保険資格及び給付情報は月次で連携処理をするものであ る。

(5) 実施時期

2006年4月1日実施予定

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(3)までの判断をするものである。

(1) 目的外に利用させること及び目的外に利用する必要性について

ア 実施機関の説明によると、保健所及び保健センターにおける保健指導業務は、本人や家族からの相談に応じて総合的な保健サービスを提供することを目的とし、そのためには福祉情報との連携が不可欠のものであり、相談者本人の情報として保健福祉総合システムから必要最小限の福祉情報を目的外に利用させるものであり、福祉保健総合相談室においても、福祉・保健・医療分野における総合的相談業務の充実を図る必要があることから、保健所における相談者情報を目的外に利用するものであるとのことである。

イ この場合において、目的外に利用させる福祉情報は全市民を対象とするものであり、対象者が多数であるため本人から同意を得ることが物理的に困難であり、保健福祉総合システムから収集することが合理的であること、また目的外に利用する相談者情報については、保健所において相談者本人から同意を得るとのことであるが、家族からの相談の場合や本人から同意が得られない場合においては、同意を得られないことにより相談機関相互の連携が図られず、相談者に対する保健サービスの低下を招くおそれがある場合に限っては、目的外に利用させること及び目的外に利用することの必要性があると認められる。

(2) 目的外に利用させること及び目的外に利用することに伴う本人へ通知しないこ との合理的理由について

実施機関の説明によると、保健所・保健センターでは相談者本人及びその家族から、当該相談者に関する情報を収集するものであるが、福祉・保健・医療が一体となった総合的なサービスの提供を図るために、当該相談者本人の福祉情報を保健福祉総合システムから目的外に利用する必要があり、通知しないことが本人の不利益となるものではないこと、対象者が全市民と多数であるため通知する費用や事務量が過分となること、また、保健所における相談者情報を目的外に利用することを本人に通知することによって、本人が混乱し保健相談指導業務の執行に支障が生じるおそれがある場合に限っては、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理及びコンピュータ結合をする必要性について

ア コンピュータ処理の必要性について

実施機関の説明によると、福祉保健総合相談室に保健所・保健センター業務情報システムで使用する端末機を設置し、本人・家族支援システム情報のみを参照できるようにするもので、保健所・保健センターにおける相談者情報を共有化し、関係機関が一体となった総合的かつ効率的な保健福祉サービスの充実

を図るとのことである。

イ コンピュータ結合の必要性について

実施機関の説明によると、保健所及び保健センターにおける保健指導業務は、本人や家族からの相談に応じて総合的な保健サービスを提供することを目的としていることから、相談者本人の情報として保健福祉総合システムから福祉情報を保健所・保健センター業務システムに取り込みコンピュータ結合をする必要性があり、保健所・保健センター業務システムにおける対人系業務システムにおいては、国民健康保険システムから住民情報を、保健福祉総合システムから福祉情報を取り込み、保健指導業務相談日情報との連携により構築するとのことである。

- ウ この場合において、保健所内に設置される保健所・保健センター業務情報システムサーバーからの専用回線により、保健福祉総合システムから介護保険資格及び給付情報以外の福祉情報を毎日定時に日次出力し、保健所・保健センター業務システム側では福祉情報を受けるのみであること、福祉保健総合相談室に設置される保健所・保健センター業務システム用端末機においては、専用回線により接続し検索のみが可能であり、修正、更新、加工、消去等は一切できない仕組となっており安全対策上の措置が施されていると認められる。
- エ よって、本業務を実施するに当たり、情報の共有化を図ることにより、保健福祉相談業務等における関係機関が一体となった総合的かつ効率的な保健福祉サービスの提供を図ることが可能となることから、コンピュータ処理及びコンピュータ結合をする必要性が認められる。

以 上